

# 「種苗法改正」で加速する農業衰退

一月二十日から始まった通常国会に、少し専門的な法案が提出された。農林水産省が所管する「種苗法改正案」だ。統合型リゾート施設（IR）事業に絡む汚職や、「桜を見る会」の運営などに関する追及が焦点となり、主要メディアはまったく報じないが、改正案は欠陥だらけで、運用次第で農業の根幹である種や苗が外資を含む民間企業に握られ、食料安全保障を脅かす恐れがある。

種苗法は、植物の新品種を登録することで育成する権利（育成者権）を占有でき、知的所有権として保護することを定めている。改正案のポイントは、種苗の海外への持ち出しの厳罰化と、自家増殖（採種、接ぎ木、挿し木による原種のコピー）の制限の二つだ。

日本の優れた種苗が海外に流出し、農産物の輸出拡大の障害になっているのは事実だ。例えば、十八年以上かけて開発したブドウ「シャインマスカット」の苗木が持ち出され、中国や韓国で栽培され東南アジアに輸出されている。イチゴも、「章姫」や「レッドパール」を基にした新品種が韓国で



を促進する内容で、種子開発のノウハウを事実無償で民間事業者に譲渡する態勢を整えた。種苗法の改正で、民間事業者の権利の保護が強化され、「種子のビジネス化促進」の枠組みが完成する。手は込んでいくが、明治時代の「官有物払い下げ」と同じ構図だ。

自家増殖の制限は、「遺伝資源はだれのものか」という根源的な問題であり、一政権の輸出促進策に迎合して見直すような課題ではない。ましてや「唯一の対策」で

開発されて類似品が輸出されている。

和牛に至っては、すでに海外市場ではオーストラリア産の「WAGYU」が主流だ。「同じイメージ（霜降り）なのに日本産は高すぎてだれも買わない」（英国ロンドンのレドンホール市場）。政府は種苗法改正と併せて、種牛の精子の密輸対策として「和牛遺伝資源保護法案」も提出した。

しかし、そもそも種苗の海外流出は、国内法の整備では防げない。国際ルールである植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV）は、「育成者権は国ごとに取得」と定めており、実効的な対策としては中国や韓国などの生産地、さらにその輸出先の各国でそれぞれに品種登録するしかない。極めて手間が掛かる仕組みだが、こんなこと

ある海外での品種登録の推進をさぼってきた付度官僚の免罪符とするのは筋違いだ。

米など主要作物は「おおよかなもの」という思想に基づき、種子法によって普及が図られてきた。主に民間企業が開発してきた野菜や果樹についても、現行の種苗法は、農業者が収穫物から種や苗木を採取し、翌年の栽培に使う場合、登録品種であっても自家増殖は原則として自由だ。国際ルールである食料・農業植物遺伝資源に関する条約（ITPGR）、日本を含む百四十四カ国・機関加盟も、国内法の裏付けがあれば自家増殖を認めている。

今のところ、商業化された種苗の多くは、特性を一代限りしか維持できないF1種（ハイブリッド種）であり、物理的に自家増殖できないが、ゲノム編集種子は自家増殖が可能だ。種子メーカーが種苗法改正を急ぎ自家増殖の禁止を求める最大の理由は、ゲノム編集技術の日進月歩の進歩だともみてやいだろう。そして、先端技術を駆使する膨大な研究開発費に耐えられるのはダウ・デュポン、バイエ

は種苗関係者の間では常識であり、農水省の外郭団体である独立行政法人・農畜産業振興機構は、海外での品種登録が「唯一の対策」とホームページに明記しているくらいだ。

さらに、国境措置の一般論として、犯罪者、武器、麻薬、ウイルスなど何であれ、有害なものが入ってくるのは厳重に防御するが、出て行く場合の監視は緩い。特に日本は、ゴーン日産元会長の国外逃亡さえ見逃すほど甘い。改正案は、新品種の海外持ち出しを規制し、悪質な場合は十年以下の懲役または罰金二千万円（法人は三億円）以下の刑事罰を科すとしているが、いくら厳罰化しても密輸の阻止は困難だ。特に種苗の場合、冷凍保存が必要な精子と違って、実務上取り締まれない。ポーチや

ル、シンジエンタなど巨大なグローバル企業に限られる。

自家増殖のルールの運用次第では、これらグローバル企業の種苗の普及が加速し、種苗利用の許諾料という形で農家の収益が吸い上げられる。農薬などそれぞれの種苗に最適な周辺資材の購入を迫られ、農業経営が企業に囲い込まれる展開になるだろう。これは食料安全保障の問題ではないか。

## 種子法廃止の二の舞

一方、優れた新品種の開発を促すためには、育成者権の保護や開発費用の回収が不可欠だ。原原種から原種を増殖する種子栽培は手間が掛かって採算性が悪く、高齢化に伴い撤退する農家も多い。企業の活力も必要だ。

一部に、種苗法改正で自家増殖が全面的に禁じられ、生産者が種苗企業の農奴になると言うような極端な反対論もあるが、一般品種と登録品種を混同した誤解だ。自家増殖の制限の対

ポケットに忍ばせたゴマ粒のような種子の密輸を、どうやって防ぐというのだろうか。

## 農業経営が企業に囲い込まれる

こうした事情を踏まえると、種苗法改正の「本丸」は、二つ目の「自家増殖（コピー）の制限」にあると理解できる。農水省は、国会議員やオピニオンリーダーに対して「和牛の精子や種苗の海外流出を防がないと、安倍政権が推進する農産物の輸出戦略に支障が出る」と説明をしているようだが、本質から目をそらせる付度型のミスリードだ。

種苗法改正の真の狙いは、農業競争力強化支援法（二〇一七年施行）、主要農作物種子法（種子法）廃止（一八年）の三点セットで解釈すると、初めてみえてくる。法律の名前が似ているため混同しやすいが、種子法は、稲、麦、大豆を対象に、国や都道府県の農業試験場などの公的研究機関が品種改良した優良な種子を普及させ、主食を増産するのが目的だった。競争力強化支援法は、公的研究機関の知見を民間事業者へ提供すること

象は登録品種だけで、大半の種苗は一般品種である。伝統野菜などへの影響はないし、一般品種から新品種を開発するのも自由だ。

必要なことは、種苗の開発と利用の最適なバランスであり、そのためには十分な議論が不可欠だ。自家増殖に関しては現行の「原則自由・例外禁止」で種子ビジネスの成長に対応できる。実際に、例外禁止は三百八十七品目もあり、一九九八年の二十三品目から急増し、開発側の権利確保に際してきた。種苗法に関する正確な知識がほとんどなく、食料安保への影響などの議論も深まらないまま改正を急げば、種子法廃止の二の舞になり、グローバル企業の思う壺に陥るだけだ。



日本の財産がグローバル企業の食い物に（ハウスで実る「章姫」・上、静岡市と販売されるシャインマスカット、東京）